

## ウラン加工施設に対する規制の進め方について

平成30年4月25日

原子力規制庁

原子力規制委員会において、本年3月までに新規規制基準への適合確認に係る事業変更許可申請があった全てのウラン加工事業者<sup>1</sup>に対し許可がなされた。今後、許可を受けたウラン加工事業者(以下「既許可事業者」という。)は、設計及び工事の方法の認可等を受け、耐震補強工事等を2年から4年程度かけて実施し、ペレット成型等のウラン加工事業を再開する計画であるが、「核燃料施設等における新規規制基準の適用の考え方」(平成25年11月6日原子力規制委員会決定、平成28年12月21日部分改定)(以下「適用の考え方」という。)により、本年末頃までウラン加工事業を行うとしている。

また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、人形峠環境技術センターのウラン濃縮原型プラント(以下「DP」という。)について、新規規制基準適合に係る事業変更許可申請を行わず、平成30年度上期に廃止措置計画の認可申請を予定している。

ウラン加工施設に係る今後の規制について、以下のとおり進めていくこととしたい。

### 1. ウラン加工施設の活動に対する規制

(略)

### 2. ウラン加工施設に係る安全性向上評価

(略)

---

<sup>1</sup> 日本原燃(株)六ヶ所濃縮・埋設事業所、(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、三菱原子燃料(株)、原子燃料工業(株)(東海事業所及び熊取事業所)

### 3. ウラン加工施設に係る廃止措置計画への対応

DP を含むウラン加工施設の廃止措置計画認可の審査基準については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」(原規総発第 1311275 号。平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定。平成 29 年 9 月 11 日最終改正)(以下「処分に係る審査基準等」という)において、「基準は、第 22 条の 8 第 3 項において準用する第 12 条の 6 第 4 項及び加工規則第 9 条の 8 に規定」されており、「更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、具体的な処分基準を設定しない」としている。

また、加工施設の保安規定変更認可に係る審査基準については、「処分に係る審査基準等」において、「基準は、第 22 条第 2 項に規定」されており、「加工施設におけ

る保安規定の審査基準」(原管研発第 1311274 号。平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定)」を基とし、個々の事案毎に判断するとしている。廃止措置段階の加工施設の保安規定変更認可に係る審査基準についても同様である。

ウラン加工施設の廃止措置に係る審査においては、処分に係る審査基準等に基づくとともに、廃止措置計画については「発電用原子炉施設及び試験研究用原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」、廃止措置段階の保安規定変更認可については「廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準」を参考とする。